

第9章 介護保険サービスの基盤整備

- 第1節 介護保険施設等の整備方針について
- 第2節 居宅サービス利用者数の推計
- 第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計
- 第4節 施設サービス利用者数の推計
- 第5節 地域支援事業の見込み量の推計
- 第6節 標準給付費の推計
- 第7節 地域支援事業費の推計
- 第8節 保険料の算定と基本的な考え方

第9章 介護保険サービスの基盤整備

第1節 介護保険施設等の整備方針について

(1) 第6期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備

①整備の意義について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、また、兵庫県においてもそれを踏まえた指針を策定し示していることから、本町においても、可能な限り、住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、居宅サービスを中心とした介護サービスを整えることが喫緊の課題です。

しかしながら、軽中度の要介護認定者であっても家族による介護が困難な場合については在宅生活の継続が難しいことや、今後も更なる認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第6期計画においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の居住系サービスを整備する必要があります。

(2) 播磨町における介護保険施設整備の方向性

①狭い町域における介護保険施設整備

播磨町の面積は9.09k㎡ですが、人工島を除くと約6k㎡で面積が狭いことが特徴です。人口は、約35,000人。町内全域が平地で大部分が市街化区域となっており、また、土地利用は、主に住宅用地として利用されています。

播磨町では、「用地確保の問題があるため、広域型老人保健施設並びに広域型介護老人福祉施設（広域型の特別養護老人ホーム）の整備は進まない」と考えられ、「地域密着型施設に特化」して施設整備を進めていかざるを得ません。

そこで、特別養護老人ホームの整備（地域密着型特別養護老人ホーム（29人以下の小規模特養））を進めるとともに、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、或いは、平成24年度から創設されている定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間対応サービス）等の在宅施設を充実させ、多様な選択肢を用意する必要があると考えられます。

②介護保険施設等整備の方向性（優先順位）

日常生活に関するアンケート調査（平成 26 年 6 月実施）において、「介護が必要となった場合、希望する生活」では、‘在宅介護サービスを使いながら自宅で暮らし続けたい’が 60.9%と最も多く、次いで‘特別養護老人ホームなどの介護施設に入りたい’が 12.3%、‘高齢者向けに整備された住宅に住みたい’が 8.0%、‘在宅介護サービスを使わずに、自宅で家族に介護してほしい’が 5.7%といった結果となっています。

また、ケアマネジャーに関するアンケート調査（平成 26 年 7 月実施）において、「不足している介護サービス」では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等が挙がっています。

播磨町における介護保険施設等の状況や、国や県の介護保険施設等の整備方針も踏まえ、播磨町においては居住系サービスと介護保険施設等をバランス良く整備することとします。

③介護保険施設及び居住系サービスにおける整備計画の方向性

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ア 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	50床	50床	79床	79床
イ 介護老人保健施設	0床	0床	0床	0床
ウ 介護療養型医療施設	0床	0床	0床	0床
エ 認知症対応型共同生活介護	36床	36床	36床	36床
オ 特定施設入居者生活介護（混合型）	0床	0床	0床	0床
カ 小規模多機能型居宅介護	1か所	1か所	2か所	2か所
キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所	0か所	1か所	1か所
ク 看護小規模多機能型居宅介護	0か所	0か所	0か所	0か所

ア) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成 26 年 6 月実施の特養申込者調査集計表において「県の介護老人福祉施設における入所コーディネートマニュアルに基づいた入所の必要性が高い待機者」は、38 人であり、そのうち在宅 14 名＋介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所の 14 名計 28 名が真に必要性の高い待機者と判明しています。また、高齢化の進展に伴う中重度の要介護認定者が増加しており、介護老人福祉施設の必要性は高い状況にあります。

一方で、播磨町内には介護老人福祉施設 1 施設 50 床が整備されています。この播磨町内の介護老人福祉施設を利用している人は、平成 26 年 5 月実績で全特養利用者 114 名中 34 名であり、残りの 80 名は町外の介護老人福祉施設を利用しています。

ついては、特養申込者調査における待機者だけでなく、町外の介護老人福祉施設の利用者も含めた数で施設整備を進めていく必要があります。このため、中期的には、地域密着型介護老人福祉施設（29 床以内）を 2 施設、計 58 床と設定しています。

第 6 期計画においては、地域密着型介護老人福祉施設（29 床以内）を 1 施設整備することを予定しています。

イ) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、軽中度の要介護認定者を受け入れし、1 か月から 2 か月程度での在宅復帰を目的とした生活リハビリを行う施設です。

一方で、在宅復帰ができない人の特別養護老人ホームの入所待ちの間の居場所として、介護老人保健施設で過ごす人も存在しています。

平成 26 年 5 月実績 62 名の利用者の内訳は、要介護 1 が 3 名、要介護 2 が 11 名、要介護 3 が 18 名、要介護 4 が 21 名、要介護 5 が 9 名です。

また、播磨町周辺の介護老人保健施設に空き床が出ており、ケアマネジャーに関するアンケート調査（平成 26 年 7 月実施）においても、3 年前程のニーズがありません。中長期的に見ると整備が必要な施設と認識していますが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの居住系サービスの整備が進めば、介護老人保健施設の入所待機者は更に少なくなるとも考えられます。

ついては、第 6 期計画において、緊急に整備する必要性は低いと考えられ、また、今回の計画に挙げらなくても、必要であれば第 7 期計画や第 8 期計画に挙げても兵庫県に採択されることから、第 6 期計画においては、整備を見送ることとします。

ウ) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、国の方針で医療療養型や介護保険施設への転換が求められており、新たな整備は認められていません。

エ) 認知症対応型共同生活介護

第5期事業計画に基づき、平成25年度に1事業所2ユニットを整備しています。平成26年3月16日に開設しており、平成26年10月現在で18名中16名の入所状況となっています。国の調査によると85歳以上の4人に1人は認知症になると言われていることから、今後、施設を増やす必要が出てくることも考えられますが、第6期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

オ) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

第6期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

カ) 居住系サービス

軽中度の要介護認定者については、泊まりや24時間の訪問介護や医療ニーズに対応した在宅サービスを増やすことで、地域で生活続けることができるように、また、在宅介護が困難であった人でも在宅介護が可能となるよう、播磨町においては、整備する必要があると考えています。

キ) 小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。

第6期計画においては、1事業所（定員29名）整備することを予定しています。

ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の訪問介護や訪問看護を組み合わせた24時間サービスです。

第6期計画においては、1事業所を整備することを目標としています。

ク) 看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）

「通い」「宿泊」「訪問看護・介護」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。

第6期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

第2節 居宅サービス利用者数の推計

(1) 訪問介護／介護予防訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。平成29年度には介護給付で2,352人（平成26年度の約1.23倍）、予防給付で1,056人の利用を見込んでいます。

予防給付は、平成29年度に新たに開始する総合事業へ移行することを勘案した見込量となります。

多数の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回数（回／年）	34,327	36,913	36,600	35,068	38,220	39,550
人数（人／年）	1,923	2,027	1,908	2,076	2,244	2,352

<予防給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	1,594	1,644	1,572	1,860	1,980	1,056

※平成24年度、平成25年度は4月～3月の実績値、平成26年度は7月実績×12、平成27年度以降は推計値です。以下同様。

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。平成29年度には介護給付で156人（平成26年度の約1.08倍）、予防給付では過去の実績等と勘案し、利用を見込んでいません。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回数（回／年）	654	634	804	1,044	1,147	1,147
人数（人／年）	143	127	144	144	156	156

<予防給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回数（回／年）	0	0	0	0	0	0
人数（人／年）	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

平成 29 年度には介護給付で 948 人（平成 26 年度の約 1.34 倍）、予防給付で 144 人の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	6,170	6,159	5,532	6,895	7,505	7,771
人数（人／年）	797	750	708	840	912	948

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	589	628	984	928	988	1,051
人数（人／年）	113	114	156	132	132	144

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

平成 29 年度には介護給付で 360 人（平成 26 年度の約 1.30 倍）、予防給付で 60 人（1.25 倍）の利用を見込んでいます。

町外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	3,026	2,952	3,108	3,941	4,302	4,436
人数（人／年）	293	271	276	324	348	360

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	677	559	552	743	790	841
人数（人／年）	50	43	48	60	60	60

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

平成 29 年度には介護給付で 816 人（平成 26 年度の約 1.26 倍）、予防給付で 48 人（約 1.33 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	863	980	648	720	780	816

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	37	38	36	36	36	48

(6) 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 29 年度には介護給付で 276 人、予防給付で 816 人の利用を見込んでいます。介護給付は、平成 28 年度から定員 18 名以下の小規模通所介護事業所が地域密着型サービスに移行することを勘案した見込量となります。また、予防給付は、平成 29 年度に新たに開始する総合事業へ移行することを勘案した見込量となります。

町内外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	27,191	27,344	31,284	30,610	2,654	2,784
人数（人／年）	3,083	3,155	2,928	3,060	264	276

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	1,156	1,279	1,320	1,440	1,536	816

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通り、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

平成 29 年度には介護給付で 1,260 人（平成 26 年度の約 1.22 倍）、予防給付で 492 人（約 1.14 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	8,177	8,916	9,972	10,519	11,435	11,944
人数（人／年）	1,007	1,077	1,032	1,116	1,212	1,260

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	374	394	432	432	456	492

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 29 年度には介護給付で 1,128 人（平成 26 年度の約 1.38 倍）、予防給付で 36 人（約 36.0 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日数（日／年）	13,697	13,873	11,808	14,378	15,743	16,134
人数（人／年）	988	966	816	996	1,092	1,128

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日数（日／年）	115	128	0	145	155	166
人数（人／年）	22	31	0	36	36	36

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

平成 29 年度には介護給付で 276 人（平成 26 年度の 1.15 倍）、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日数（日／年）	1,497	1,625	2,196	2,471	2,711	2,771
人数（人／年）	172	187	240	252	276	276

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日数（日／年）	0	3	0	0	0	0
人数（人／年）	0	1	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

平成 29 年度には介護給付で 516 人（平成 26 年度の約 2.05 倍）、予防給付で 108 人（3.0 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	167	212	252	384	444	516

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	20	28	36	84	96	108

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

平成 29 年度には介護給付で 3,852 人（平成 26 年度の約 1.17 倍）、予防給付で 1,116 人（約 1.07 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	2,926	3,354	3,288	3,408	3,708	3,852

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	805	911	1,044	984	1,044	1,116

(12) 特定福祉用具販売／介護予防特定福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を給付します。

平成 29 年度には介護給付で 144 人（平成 26 年度の約 2.62 倍）、予防給付で 72 人（2.00 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	88	97	55	108	132	144

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	42	51	36	60	60	72

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を給付します。

平成 29 年度には介護給付で 72 人（平成 26 年度の約 1.76 倍）、予防給付で 60 人（約 1.30 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	68	56	41	60	72	72

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	42	45	46	48	48	60

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

平成 29 年度には介護給付で 6,480 人（平成 26 年度の約 1.24 倍）、予防給付で 2,784 人の利用を見込んでいます。

予防給付は、平成 29 年度に新たに開始する総合事業へ移行することを勘案した見込量となります。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	5,058	5,211	5,244	5,700	6,192	6,480

<予防給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数（人／年）	2,935	3,095	3,204	3,492	3,732	2,784

第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、24時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護3以上の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行うサービスです。

(2) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減などを目的としています。

平成29年度には介護給付で12人、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	0	7	12	12	12	12

<予防給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	0	0	0	0	0	0

(3) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成18年度から新設された地域密着型サービスで、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

現在、本町には1事業所が運営されています。

平成29年度には介護給付で540人、予防給付で12人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	239	266	276	348	372	540

<予防給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	12	13	0	12	12	12

(4) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、グループホームで認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

現在本町には2事業所（4ユニット）が運営されています。平成29年度には介護給付で420人（平成26年度の約1.67倍）、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	285	274	252	420	420	420

<予防給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	0	0	0	0	0	0

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	0	0	0	0	0	348

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数（人／年）	0	0	0	0	0	240

(8) 看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

(9) 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が提供する通所介護が、平成 28 年度から地域密着型サービスに移行します。以下は移行される利用回数と人数です。

<介護給付>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数（回／年）	-	-	-	-	30,529	32,014
人数（人／年）	-	-	-	-	3,048	3,204

第4節 施設サービス利用者数の推計

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の重点化について

平成27年4月から、原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化(既入所者は除く)を図ります。

(2) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

平成29年度には1,284人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人/年)	1,278	1,299	1,308	1,284	1,284	1,284

(3) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

平成29年度には780人(平成26年度の約1.10倍)の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人/年)	679	743	708	780	780	780

(4) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。

平成26年度実績に基づいて、平成29年度まで横ばいで推移するものと想定しています。

<介護給付>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数(人/年)	198	247	192	180	180	180

【施設・居住系サービスの見込み量（総括表）】

単位：（人/月）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設利用者 （療養病床から転換分を含む）		187	187	216
介護老人 福祉施設	[合計]	107	107	107
	[非転換分]（計画分）	107	107	107
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護老人 保健施設	[合計]	65	65	65
	[非転換分]（計画分）	65	65	65
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護療養型 医療施設	[非転換分+転換分]	15	15	15
	[非転換分]	15	15	15
	[他施設、医療療養への転換分]	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	[合計]	0	0	29
	[非転換分]（計画分）	0	0	29
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第 6 期計画期間中、施設サービスに対する医療療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

単位：（人/月）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居住系サービス利用者数 （療養病床の転換分を含む）		74	80	87
認知症対応型 共同生活介護	[合計]	35	35	35
	[非転換分]	35	35	35
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
特定施設入居者 生活介護	[合計]	32	37	43
	[非転換分]	32	37	43
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護予防 特定施設入居者 生活介護	[合計]	7	8	9
	[非転換分]	7	8	9
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第 6 期計画期間中、地域密着型特定施設入居者生活介護の整備は見込んでいません。また、同期間中の居住系サービスに対する医療療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

第5節 地域支援事業の見込み量の推計

(1) 介護予防事業

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防 二次予防 事業費	対象者把握事業（生活機能評価）（人）	1,783	1,705	1,870	-	-	-
	通所型介護予防事業 楽々くらぶ（人）	2,621	2,996	2,902	3,000	-	-
介護予防 一次予防 事業費	介護予防普及啓発事業						
	シニア元気アップ出前講座（延人数）	594	765	551	550	600	-
	シニア元気アップ体操教室（延人数） （100歳体操サポーター教室）	1701	979	633	700	700	-
	介護支援ボランティア養成講座（延人数）	57	132	124	120	120	-
	地域介護予防活動支援事業						
	住民自主運営による 「いきいき100歳体操教室」（会場数）	3	6	13	18	23	-
	介護支援ボランティア【結い・はりま】 登録者数（年度末数）	11	34	60	65	80	
ボランティアによる集いの場（会場数）	-	-	1	1	1		

(2) 包括的支援事業

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
包括的支援 事業費	設置箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1
	人員体制（人）	5	5	5	7	7	7

(3) 任意事業

		事業内容
介護給付等費用適正化事業		事業者への情報提供、検証により給付費等の適正化を図る
家族介護支援 事業	地域ふれあい介護相談事業	身近な介護施設で講演会等の啓発および介護相談を行う
	家族介護用品支給等助成事業	家庭で高齢者を介護している家族に介護用品を助成
	家族介護慰労助成事業	家庭で要介護者を介護している家族を慰労
その他事業	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修のみ利用する場合の住宅改修理由書作成費を支払う
	認知症対策推進事業	認知症に対する啓発、徘徊SOS・見守りネットワークの構築等

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防 ・生活支援 サービス 事業費	訪問型サービス（人）	-	-	-	-	-	1,056
	通所型サービス（人）	-	-	-	-	-	816
	生活支援サービス（人）	-	-	-	-	-	-
	介護予防マネジメント（人）	-	-	-	-	-	1,188
一般 介護予防 事業費	介護予防把握事業						
	介護予防普及啓発事業						
	シニア元気アップ出前講座（延人数）	-	-	-	-	-	600
	シニア元気アップ体操教室（延人数） （100歳体操サポーター教室）	-	-	-	-	-	700
	介護支援ボランティア養成講座（延人数）	-	-	-	-	-	120
	地域介護予防活動支援事業						
	住民自主運営による 「いきいき100歳体操教室」（会場数）	-	-	-	-	-	25
	介護支援ボランティア【結い・はりま】 登録者数（年度末数）	-	-	-	-	-	100
	ボランティアによる集いの場（会場数）	-	-	-	-	-	1
地域リハビリテーション活動支援事業							

第6節 標準給付費の推計

平成24年度から平成26年度の給付実績を基本として、1回または1日あたりの給付額を算出し、それらをもとに、平成27年度から平成29年度までの給付費を推計しています。

(1) 介護サービス給付費の推計

介護サービス給付費の推計結果は、以下のとおりです。

単位：(千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス	訪問介護	91,165	99,283	102,462
	訪問入浴介護	12,724	13,964	13,964
	訪問看護	37,177	40,438	41,768
	訪問リハビリテーション	11,616	12,661	13,037
	居宅療養管理指導	9,146	9,904	10,353
	通所介護	249,072	21,606	22,563
	通所リハビリテーション	95,921	104,278	108,451
	短期入所生活介護	121,007	132,410	135,347
	短期入所療養介護	25,382	27,786	28,361
	特定施設入居者生活介護	72,052	83,163	95,943
	福祉用具貸与	41,575	45,349	46,901
	特定福祉用具販売	2,686	3,128	3,462
	住宅改修	6,363	6,936	7,169
	居宅介護支援	76,474	82,949	86,484
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	41,241
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	474	517	535
	小規模多機能型居宅介護	68,773	75,307	107,941
	認知症対応型共同生活介護	101,094	100,899	100,899
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	92,103
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	0	248,465	259,479
サービス施設	介護老人福祉施設	342,472	343,399	344,987
	介護老人保健施設	232,843	232,393	232,393
	介護療養型医療施設	71,178	71,041	71,041
介護サービス給付費(小計)		1,669,194	1,755,876	1,966,884

※端数処理により合計が一致しない場合があります。以下、同様。

(2) 介護予防サービス給付費の推計

介護予防サービス給付費の推計結果は、以下のとおりです。

単位：(千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	35,660	37,948	20,228
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,066	3,258	3,469
	介護予防訪問 リハビリテーション	1,993	2,117	2,253
	介護予防居宅療養管理指導	336	359	383
	介護予防通所介護	44,423	47,190	25,111
	介護予防通所 リハビリテーション	18,525	19,662	20,907
	介護予防短期入所生活介護	935	994	1,059
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者 生活介護	8,365	10,098	12,044
	介護予防福祉用具貸与	6,830	7,267	7,731
	特定介護予防福祉用具販売	1,067	1,242	1,435
	介護予防住宅改修	4,079	4,356	4,651
	介護予防支援	14,926	15,886	11,858
地域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,329	1,407	1,492
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0
介護予防サービス給付費（小計）		141,534	151,784	112,621

※平成 29 年度の介護予防訪問介護・通所介護、介護予防支援の給付費は総合事業への移行による影響を加味した額になります。

(3) 標準給付費の推計

単位：(千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護サービス給付費	1,669,194	1,755,876	1,966,884
介護予防サービス給付費	141,534	151,784	112,621
総給付費	1,810,728	1,907,660	2,079,505

(4) 標準給付費見込額

平成27年度～平成29年度標準給付費見込額

$$\begin{aligned}
 &= \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\
 &+ \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} \\
 &+ \text{算定対象審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

単位：(千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,801,232	1,892,345	2,063,024	5,756,601
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	69,167	69,955	77,333	216,455
高額介護サービス費等給付額	34,637	37,953	42,465	115,055
高額医療合算介護サービス費等 給付額	6,684	7,324	8,194	22,201
算定対象審査支払手数料	1,477	1,618	1,811	4,906
審査支払手数料支払件数 (件)	32,820	35,962	40,237	109,019
標準給付費見込額	1,913,196	2,009,196	2,192,826	6,115,217

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

※総給付費

前頁の総給付費（介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の合計額）に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。平成 24 年度から平成 26 年度の実績等を勘案した後、補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※高額医療合算介護サービス費等給付額

医療保険と介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料

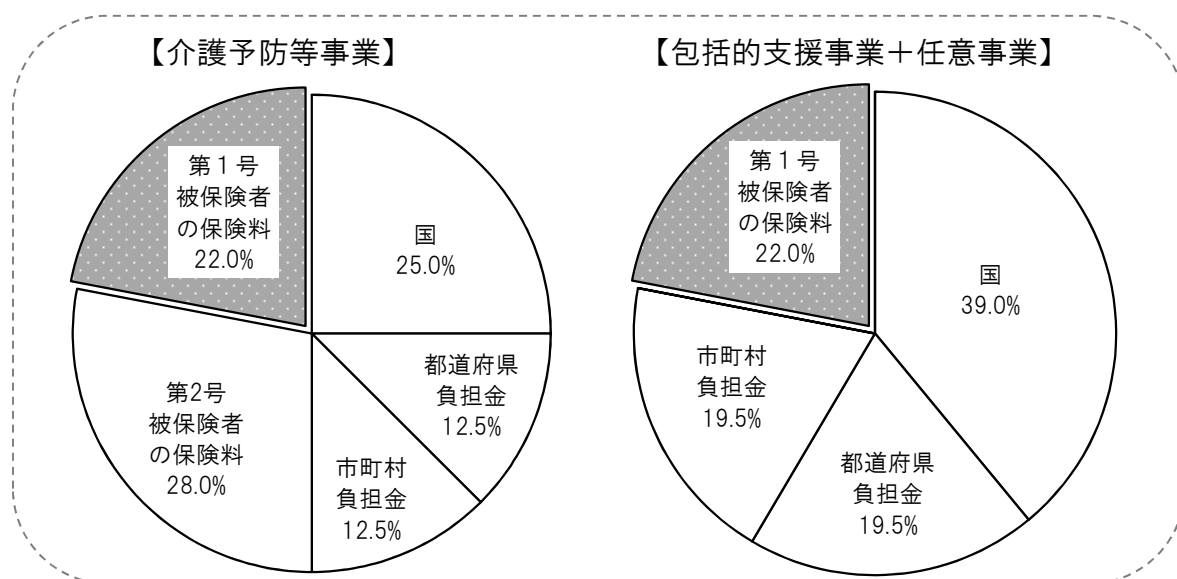
介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。平成 24 年度から平成 26 年度の実績等を勘案して、費用を見込みました。

第7節 地域支援事業費の推計

(1) 地域支援事業の対象者と費用額の考え方

地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第1号及び第2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合です。

第1号被保険者（65歳以上の方）の負担する割合は、保険料の負担割合と同様に第5期の21%から22%に引き上げられました。



(2) 地域支援総事業費

単位：(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	41,400	41,400	97,423	180,223
介護予防等事業	10,990	10,990	—	21,980
保険給付費見込額に対する割合(%)	0.6%	0.5%	—	—
介護予防・日常生活支援総合事業費	—	—	67,013	67,013
保険給付費見込額に対する割合(%)	—	—	3.1%	—
包括的支援事業・任意事業	30,410	30,410	30,410	91,230
保険給付費見込額に対する割合(%)	1.6%	1.5%	1.4%	—

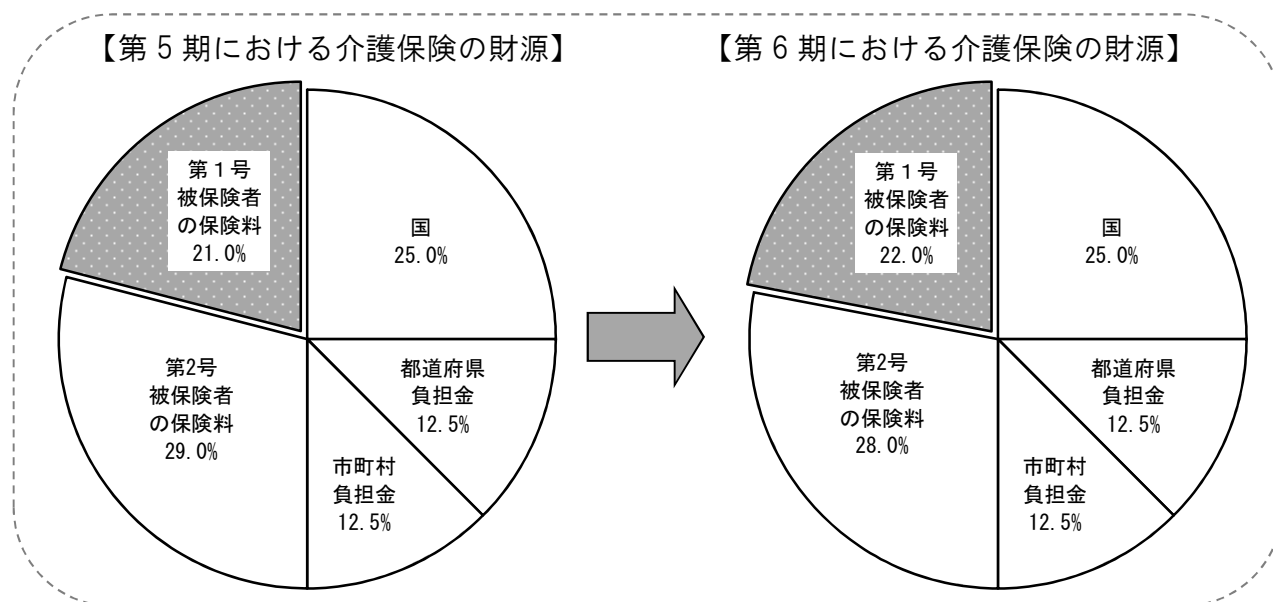
※審査支払手数料を除く

第8節 保険料の算定と基本的な考え方

(1) 第1号被保険者負担割合の変更について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第6期計画では、第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の22%を第1号被保険者(65歳以上の方)、28%を第2号被保険者(40～64歳の方)が負担することになりました。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%(うち、調整交付金として5%)、県が12.5%、町が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%(うち調整交付金として5%)、県が17.5%、町が12.5%となります。



※施設サービスを除く

(2) 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方（概要）

①中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

○将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。

○特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

(2)活動と参加に焦点を当てたりハビリテーションの推進

○リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

(3)看取り期における対応の充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族とサービス提供者との十分な意思疎通を促進することにより、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

(4)口腔・栄養管理に係る取組の充実

○施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

②介護人材確保対策の推進

○地域包括ケアシステムの構築と更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

③サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

○地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえて必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

上記を踏まえた全体での介護報酬改定率は、 $\Delta 2.27\%$ （参考）とされています。

(3) 基金の取崩しについて

第6期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、平成26年度末の基金残高が179,582千円の見込みとなる予定です。そのうち高齢化の状況や平成26年度の給付費見込み、地域区分を含めた報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画なども勘案した結果、102,820千円を取崩して第6期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約328円引き下げる原資として活用しています。

(4) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

①一定以上所得者の利用者負担の見直し等（平成27年8月より）

- これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者（年金収入で、単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上）が対象。

これに伴い介護保険認定者すべてに負担割合証を発行する。

- 自己負担限度額（高額介護サービス費）のうち、医療保険の現役並み所得に相当する人の月額上限を37,200円から44,400円に引き上げ。

②特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（平成27年8月より）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減している。福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。（例：預貯金等が単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超）

また、配偶者のいる者については別世帯であっても同世帯とみなす。

平成28年8月からは非課税年金（遺族、障害年金）も所得判定に含める。

③第1号被保険者の多段階化・軽減強化（平成27年4月より）

●所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うことと、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設定や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。

●給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。平成27年度（第6期介護保険事業計画）から段階的に実施。

①平成27年4月

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象

②平成29年4月予定

消費税率10%の引き上げに伴い、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施される予定

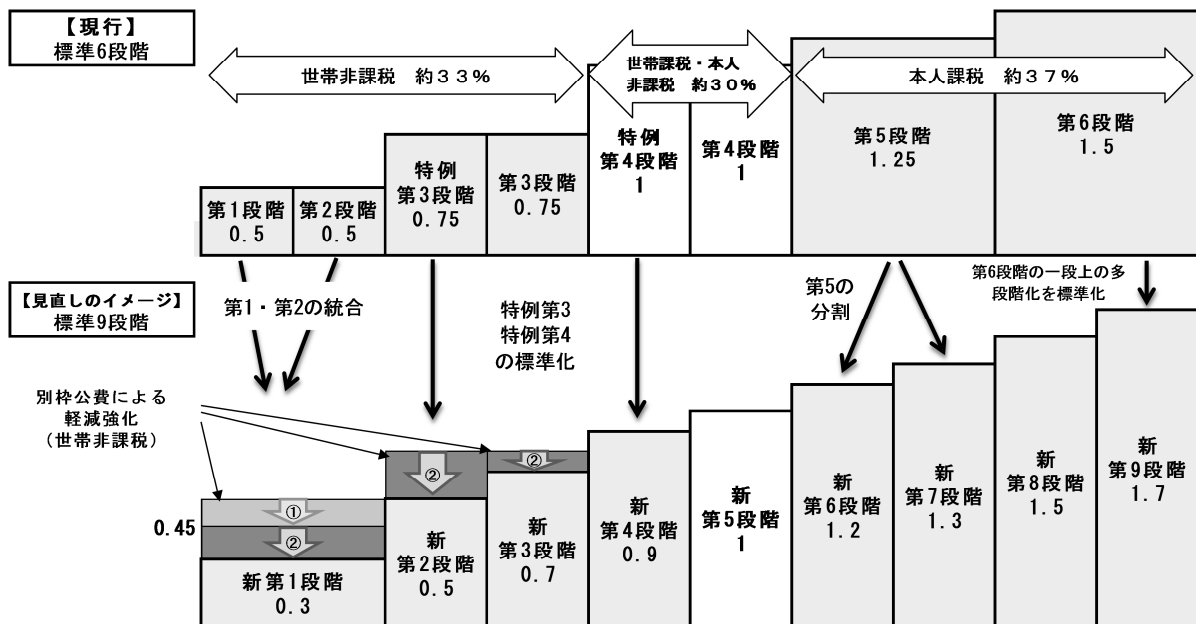
◆保険料基準額に対する割合

	平成27年4月	平成29年4月予定
第1段階	現行0.5 → 0.45	0.45 → 0.3
第2段階		現行0.75 → 0.5
第3段階		現行0.75 → 0.7

※公費負担割合

国 1/2、都道府県 1/4
市町村 1/4

【所得段階変更のイメージ図】



④住所地特例の見直し

- 介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。
- 現在、サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当しても特例の対象外だが、所在市町村の負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とする。
- 従来の住所地特例では、対象者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービス及び地域支援事業を使いにくいという課題があったが、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにし、住所地市町村の地域支援事業を利用できることとする。

(5) 第6期計画における保険料設定の考え方

国は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うことと、また、多くの自治体で特例第3、特例第4段階の設置や本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直しています。

一方で、保険者の判断により、保険料の設定を弾力化することが認められています。

そこで、本町においても、検討した結果、次のとおり保険料段階を設定しました。

【第6期計画における所得段階】

保険料段階	課税状況		対象者
	本人	世帯	
第1段階	非課税	非課税	1. 生活保護受給者 2. 本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第2段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者
第3段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第5段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者
第6段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者
第8段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者
第9段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者
第10段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者
第11段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者

【所得段階別加入者数（第1号被保険者）】

単位：(人)

所得段階	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度～ 29年度合計
第1段階	1,415人	1,445人	1,467人	4,327人
第2段階	538人	549人	557人	1,644人
第3段階	542人	553人	562人	1,657人
第4段階	1,508人	1,540人	1,563人	4,611人
第5段階	1,029人	1,051人	1,066人	3,146人
第6段階	1,053人	1,075人	1,091人	3,219人
第7段階	1,366人	1,396人	1,417人	4,179人
第8段階	721人	737人	748人	2,206人
第9段階	239人	244人	247人	730人
第10段階	106人	108人	109人	323人
第11段階	135人	139人	142人	416人
合計	8,652人	8,837人	8,969人	26,458人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	8,642人	8,828人	8,960人	26,429人

(6) 第6期計画における保険料算定

①保険料収納必要額

保険料算定に係わる各指数及び見込額、保険料収納必要額は以下の通りです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①標準給付費見込額	1,913,196 千円	2,009,196 千円	2,192,826 千円
②地域支援事業費	41,400 千円	41,400 千円	97,423 千円
③介護予防・日常生活支援総合事業費	—	—	67,013 千円
④標準給付費見込額と地域支援事業の合計	1,954,596 千円	2,050,596 千円	2,290,249 千円
⑤調整交付金相当額 平成 27,28 年度は①×5% 平成 29 年度は(①+③)×5%	95,660 千円	100,460 千円	112,992 千円
⑥調整交付金見込額	26,976 千円	28,330 千円	31,864 千円
調整交付金見込交付割合	1.41%	1.41%	1.41%
⑦財政安定化基金拠出金見込額	0 千円		
⑧財政安定化基金償還金	0 千円	0 千円	0 千円
⑨準備基金取崩額	102,820 千円		
⑩市町村特別給付費等	0 千円	0 千円	0 千円
平成 27 年度～平成 29 年度における 保険料収納必要額	1,504,119 千円		

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

※調整交付金

国が、市町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもので、調整交付金の交付割合の変動にともない、第1号被保険者の保険料の負担割合も変動します。

- 1.後期高齢者（75歳以上の方）の割合（後期高齢者加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- 2.高齢者の所得分布の状況（所得段階別加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
- 3.災害時の保険料減免などの特殊な場合

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（22%）、予定保険料収納率（98.8%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額の影響を算定した結果、第6期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は4,800円となります。

【保険料算出のイメージ】

① 標準給付費＋地域支援事業費合計見込み額（平成27年度～平成29年度）
6,295,441千円



② 第1号被保険者負担分相当額（平成27年度～平成29年度）
1,384,997千円（①の22%）第6期



③ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額	1,384,997千円
＋) 調整交付金相当額	309,112千円
－) 調整交付金見込み額	87,170千円
－) 準備基金取崩額	102,820千円
＋) 市町村特別給付費等	0千円
保険料収納必要額	1,504,119千円



④ 収納率 98.8%
収納率で補正後 1,522,387千円

÷

⑤ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 26,429人
(基準額の割合によって補正した平成27年度～平成29年度までの被保険者数)

= ⑥ 保険料基準月額 4,800円
(年額 57,600円)

※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

(7) 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料年額

第6期計画では、介護保険料の所得段階については、①第1段階と第2段階を合わせて第1段階とする。②第3段階(特例)を第2段階に、第4段階(特例)を第4段階とする等、第9段階までは国の基準に合わせ、そこに第5期の播磨町の段階を加えた11段階とします。その結果、所得段階別の第1号被保険者の年間の介護保険料は以下のとおりとなります。

【所得段階別保険料年額(第5期・第6期)】

第5期計画(平成24年度～平成26年度)			第6期計画(平成27年度～平成29年度)		
介護保険料所得段階	比率	保険料(年額)	介護保険料所得段階	比率	保険料(年額)
【第1段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	基準額 ×0.5	26,400円	【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.45 [※]	25,920円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.5	26,400円	【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.65 [※] 国 0.75	37,440円
【第3段階(特例)】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.65	34,320円	【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.75 [※]	43,200円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.75	39,600円	【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85 国 0.9	48,960円
【第4段階(特例)】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	44,880円	【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	57,600円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	52,800円	【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15 国 1.2	66,240円
【第5段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満の者	基準額 ×1.15	60,720円	【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額 ×1.25 国 1.3	72,000円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額 ×1.25	66,000円	【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額 ×1.5	86,400円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.5	79,200円	【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.7	97,920円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.75	92,400円	【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.8 5期 1.75	103,680円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者	基準額 ×2.0	105,600円	【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者	基準額 ×2.0	115,200円

※消費税率10%の引き上げに伴い、変更になる予定です。